

1. 基本情報

- (1) 国名：ミャンマー国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ミャンマー全国7地域及び7州
- (3) 案件名：貧困削減地方開発事業（フェーズ2）
(Regional Development Project for Poverty Reduction Phase 2)
- (4) 事業の要約：ミャンマー全国7地域及び7州において、貧困層への裨益効果が高く、また緊急性の高い生活基盤インフラ（道路・橋梁、電力、給水等）の整備を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における地方開発セクターの現状・課題及び本事業の位置づけ
ミャンマーの開発は、軍事政権下での20年以上に及ぶ経済政策の失敗、欧米諸国による経済制裁等により、大きく遅れた状態にある。特に都市部と地方部の経済格差が課題の一つであり、例えば同国の貧困層の85%は地方部に居住している（UNDP, 2010）。また、ミャンマーのインフラ整備の現状は、他のアセアン諸国と比べて低い水準にとどまっており、例えば全国平均の道路舗装率は11.9%、電化率は26%であり（ADB, 2012）、国民の3割は安全な水にアクセスできていない（UNDP, 2010）。加えて、軍事政権下においては、地方部への投資が軽視されてきたことから地方のインフラ整備はさらに遅れており、例えば、地方部における電化率は16%（ADB, 2012）、安全な水にアクセスできない住民は4割に上るとされている（UNDP, 2010）。これら低いインフラ整備水準は地方部における経済活動を妨げ、貧困削減の阻害要因となっており、生活基盤インフラの整備が緊急の課題となっている。
2011年3月に発足したテイン・セイン大統領率いる現政権は、地方開発・貧困削減を国家方針の重要課題に掲げ、民主化・市場経済化に向けた様々な改革に着手している。同大統領は、全国の貧困率を2010年時の26%から2015年までに16%に削減する方針を示しており、また、対外借入を含む国際社会からの支援を通じ地方開発を進める意向を表明している。加えて、現在議会承認待ちの国家開発五ヵ年計画の中で地域及び州の開発が最重要政策として取り上げられる予定である。本事業は生活基盤インフラである道路、電力、給水分野で地方開発を支援するものであり、右国家開発五ヵ年計画と合致する。
- (2) 地方開発セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置づけ
本事業は、地方部の開発に生活基盤インフラ整備を通じて貢献することで、地方部の貧困削減に寄与するものであり、我が国の経済協力方針（2012年4月）「国民の生活向上のための支援」及び「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」に合致する。
- (3) 他の援助機関の対応
世界銀行がミャンマー全国15のタウンシップを対象にコミュニティ主導型開発事業（無償）を2013年から実施中。世界銀行の支援の対象となるのは村落道路や村落給水等のコミュニティインフラ開発であり本事業よりも更に規模が小さいインフラを対象とする。
- (4) 本事業を実施する意義
ミャンマー国の経済発展・貧困削減を促進させるためには、ヤンゴンやマンダレー等の大都市のみならず、貧困層が多く居住する地方部を支援することが不可欠であり、地方部に居住する住民が直接裨益を受ける生活基盤インフラへの支援は重要性が高い。本事業は、ミャンマー開発政策、我が国の援助方針に合致するため、JICAが本事業の実施を支援する必要性及び妥当性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、ミャンマー全国 7 地域及び 7 州において、貧困層への裨益効果が高く、また緊急性の高い生活基盤インフラ（道路・橋梁、電力、給水等）の新設・改修を行うことにより、地方部の住民の生活向上を図り、もって地方部における開発・貧困削減に寄与するもの。

② 事業内容

1) 以下の生活基盤インフラの改修・拡張を実施する（協力準備調査にて本事業の支援対象とするサブプロジェクトを特定する予定）。

(ア) 道路・橋梁サブプロジェクトの実施（アスファルト舗装、コンクリート舗装及び右道路に付随する小規模橋梁の改修等）

(イ) 電力サブプロジェクトの実施（小規模・中規模送配電網改修・拡張及び変電所・変圧器改修等）

(ウ) 給水サブプロジェクトの実施（地方都市給水管整備・拡張及び浄水施設整備等）

2) コンサルティング・サービス（設計レビュー、入札図書作成、施工監理、実施機関の財務管理能力強化、事業評価・モニタリング、環境社会配慮等。詳細は協力準備調査にて確認）

③ 他の JICA 事業との連携：「貧困削減地方開発事業（フェーズ 1）」(E/N 署名：2013 年、L/A 調印：2013 年。借款金額：170 億円) と同セクターのサブプロジェクトが本事業で採り上げられるが、対象地域が異なるためフェーズ 1 との重複はない。

(2) 事業実施体制

① 借入人：ミャンマー連邦共和国政府（The Government of the Republic of the Union of Myanmar）

② 事業実施機関／実施体制：国家計画・経済開発省対外経済関係局（Foreign Economic Relations Department, Ministry of National Planning and Economic Development）が関係中央省庁・地方政府を取りまとめる総合監督を担う実施機関となり、建設省公共事業局（Public Works, Ministry of Construction）が道路・橋梁サブプロジェクト、電力省地方配電公社（Electricity Supply Enterprise, Ministry of Electric Power）が電力サブプロジェクト、畜水産地方開発省地方開発局（Department of Rural Development, Ministry of Livestock, Fisheries, and Rural Development）が給水サブプロジェクトのそれぞれの実施機関となることを想定するが、詳細は協力準備調査にて確認。

③ 他機関との連携・役割分担：詳細は協力準備調査にて確認。

④ 運営／維持管理体制：建設省公共事業局が道路・橋梁サブプロジェクト、電力省地方配電公社が電力サブプロジェクト、畜水産地方開発省地方開発局が給水サブプロジェクトそれぞれの運営・維持管理の責任機関となる予定。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 A B C FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる道路、給水、送電・配電網セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

(4) 横断的事項：本事業は気候変動との関連が考え得るものであり、気候変動への適応・緩和案件と位置付けられる。協力準備調査にて相手側実施機関と認識を共有する予定。

(5) その他特記事項：本事業の対象分野は上記(1)②1)の3分野であるが、ミャンマー政府より同3分野以外にも関連する生活基盤インフラ分野のサブプロジェクトの支援要望が出された場合、協力準備調査において検討を行う予定。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

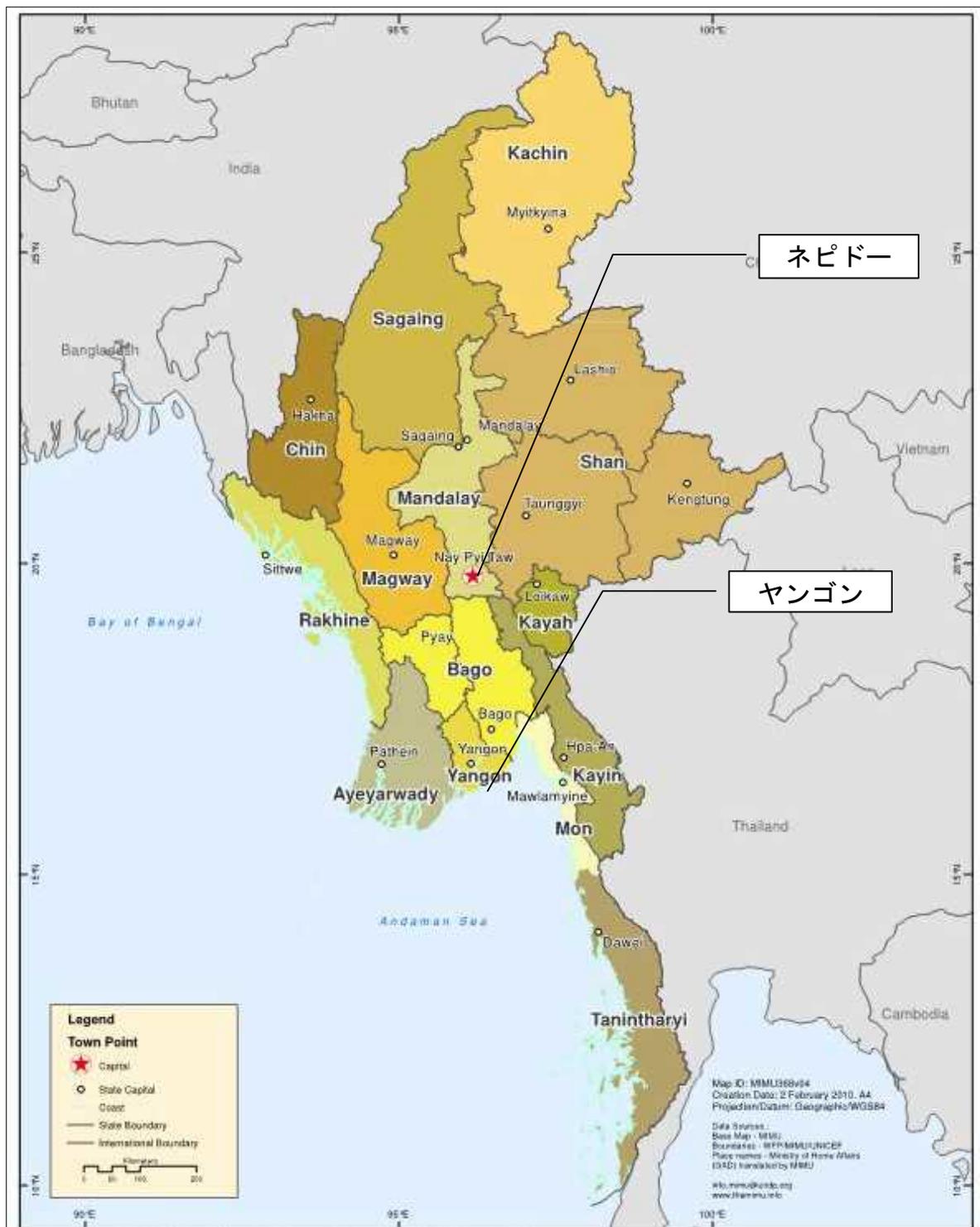
ベトナム国「貧困地域小規模インフラ整備事業（第1期）」の事後評価等における教訓として、各サブプロジェクトの着工、進捗、竣工から運用・効果情報を含む包括的なプロジェクト管理のための総合管理機関が設置されたものの、情報を集約・蓄積するための体制整備やモチベーション強化の方策が不足しており、各種情報が地方に散逸していることが指摘されている。

本事業の総合管理を担う国家計画・経済開発省は「貧困削減地方開発事業（フェーズ1）」を通じ包括的なプロジェクト管理における一定程度の経験・能力を有していることを確認しているが、本事業では借款雇用コンサルタントに加え、案件実施促進及び能力強化のための有償資金協力専門家を配置するなど、同省に対する総合管理能力の向上支援を強化する。

以 上

[別添資料] 貧困削減地方開発事業（フェーズ2） 地図

【貧困削減地方開発事業（フェーズ２）】



ミャンマー全国を対象（詳細は協力準備調査にて確認）